

高齢者施設等への検査の実施

対象施設：高齢者施設、障害者施設、医療機関（病院、有床診療所に限る）

〈高齢者施設の内、以下の施設〉

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症グループホーム

〈障害者施設の内、以下の施設〉

障害者支援施設、障害児入所施設

対象者：対象施設の従事者で、常勤、非常勤問わず管理者が必要と認めた者

対象区域：県下全域

ただし、下記の①と②を満たした市町から順次、実施することとし、その他の市町については、感染状況等を踏まえ、開始時期は追って連絡します。

①原則、2週間程度にわたり、人口10万人当たりの1週間の新規感染者が15人以上に該当した市町

②同一市町内で、複数箇所の施設で感染者が発生

実施時期：5月中旬～1ヶ月程度で実施

検査回数：原則、1回

検査機関：民間検査機関

検査申込：各施設へ、民間検査機関の一覧を配布

検査を希望する施設は、一覧を元に民間検査機関を選定し検査を申込み。

採取キット（※）の配布日や検体回収日等の調整を行う

（※）唾液検体の自己採取（施設職員の管理下）

鼻腔検体の自己採取（医療従事者の管理下）

検査方法：PCR検査、抗原定量検査

検査費用：無料（行政検査）

検査の流れ

- ①検査実施市町の各施設へ所管課より連絡
- ②検査を希望する施設は、直接、民間検査機関へ申し込み
- ③民間検査機関から施設に対して、採取キットを配布
- ④施設は唾液検体等を採取し、民間検査機関へ提出
- ⑤民間検査機関は、各施設及び県庁へ検査結果を報告
- ⑥陽性の結果が出た施設は医師による診断を行う

→速やかに、嘱託医や協力医療機関などを受診することができるよう、事前に、陽性が出た場合の受診先を確保しておくこと